

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		1. 概要 全面改正 本資料は、設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）に基づき、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画、並びに工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載する。	・法令改正に伴う変更
		2. 基本方針 本資料では、設工認における、「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」及び「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」を、以下のとおり説明する。	・法令改正に伴う変更
		(1) 設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画 「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」として、以下に示す2つの段階を経て実施した設計の管理の方法を「3. 設計及び工事の計画」における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に記載する。 具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。 また、これらの方法により行った管理の具体的な実績を、様式-1「設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画（例）」（以下「様式-1」という。）に取りまとめる。	・法令改正に伴う変更 ・表現の差異

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>a. 実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認対象設備に対する技術基準規則の条文ごとの基本設計方針の作成</p> <p>b. 前項a.で作成した条文ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則の別表第二に示された事項に対して必要な設計を含む技術基準規則等への適合に必要な設備の設計（作成した条文ごとの基本設計方針に対し、工事を継続又は完了している設備の設計実績等を用いた技術基準規則等への適合に必要な設備の設計を含む。）</p> <p>これらの設計に係る記載事項には、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の相互関係、設計・開発の各段階における審査等に関する事項並びに外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。</p> <p>(2) 工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画 「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」として、設工認申請（届出）時点で設置されている設備、工事を継続又は完了している設備を含めた設工認対象設備の工事及び検査に係る品質管理の方法を「3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。 具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.4 工事に係る品質管理の方法」及び「3.5 使用前事業者検査の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。 また、これらの工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等に</p>	<p>（本文IVにて用語の定義をしているため）</p> <p>（設工認に伴う記載の適正化）</p> <p>・法令改正に伴う変更 （設工認に伴う記載の適正化）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>についての具体的な計画を、様式-1に取りまとめる。</p> <p>工事及び検査に係る記載事項には、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の相互関係（使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。）、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項（記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。）並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。</p>	<p>・表現の差異</p> <p>（設工認に伴う記載の適正化による削除）</p>
		<p>(3) 設工認対象設備の施設管理</p> <p>適合性確認対象設備は、必要な機能・性能を発揮できる状態に維持されていることが不可欠であり、その維持の管理の方法について「4. 適合性確認対象設備の施設管理」で記載する。</p>	<p>・法令改正に伴う変更 （設工認を含めた記載の適正化）</p>
		<p>(4) 設工認で記載する設計、工事及び検査以外の品質保証活動 設工認に必要な設計、工事及び検査は、設工認品質管理計画に</p>	<p>・法令改正に伴う変更</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>基づく品質マネジメントシステム体制のもとで実施するため、上記以外の責任と権限、原子力安全の重視、必要な要員の力量管理を含む資源の管理及び不適合管理を含む評価及び改善については、「女川原子力発電所原子炉施設保安規定」の品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）に従った管理を実施する。</p> <p>また、当社の品質保証活動は、健全な安全文化を育成し、維持するための活動と一体となった活動を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違 ・表現の差異 <p>（設工認に伴う記載削除）</p>
		<p>3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等</p> <p>設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、品質マネジメントシステム及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・申請内容の相違 （特定重大事故等対処施設に関する設置変更許可申請については、未申請のため）

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		以下に、設計、工事及び検査、調達管理等のプロセスを示す。	
		<p>3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）</p> <p>設工認に基づく設計、工事及び検査は、図3.1-1に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>また、設計（「3.3 設計に係る品質管理の方法」）、工事（「3.4 工事に係る品質管理の方法」）、検査（「3.5 使用前事業者検査の方法」）並びに調達（「3.6 設工認における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を表3.1-1に示す。</p> <p>表3.1-1に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計、工事及び検査、調達について、責任及び権限を持つ。</p> <p>各主任技術者は、それぞれの職務に応じた監督を行うとともに、相互の職務について適宜情報提供を行い、意思疎通を図る。</p> <p>設計から工事及び検査への設計結果の伝達、当社から供給者への情報伝達等、組織内外や組織間の情報伝達については、設工認に従い確実に実施する。</p>	<p>・表現の差異</p> <p>・法令改正に伴う変更</p> <p>（設工認に伴う記載の適正化）</p>
		<p>3.1.1 設計に係る組織</p> <p>設工認に基づく設計は、表3.1-1に示す主管箇所のうち、「3.3 設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する箇所として実施する。</p> <p>この設計に必要な資料の作成を行うため、図3.1-1に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。</p> <p>なお、本設工認に係る設計の対象は広範囲に及ぶことから、全体責任者の責任の下に、設計に必要な資料の作成を行うため、図3.1-2に示す設工認対応チームの体制を定めて設計に係る活動を実施する。</p> <p>設工認対応チームの各チームが作成した設工認申請書を構成する各個別図書については、これらを作成した各チームにおいて審査し、図3.1-1に示す設計を主管する箇所において承認する</p>	<p>・法令改正に伴う変更 （設工認に伴う記載の適正化）</p> <p>・体制の相違 （当社は、本店に、設工認に係る設計プロジェクト体制を定めて運用）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>体制とする。</p> <p>また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計の段階ごとに様式-1に取りまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の差異
		<p>3.1.2 工事及び検査に係る組織</p> <p>設工認に基づく工事は、表3.1-1に示す主管箇所のうち、「3.4 工事に係る品質管理の方法」に係る箇所が工事を主管する箇所として実施する。</p> <p>設工認に基づく検査は、表3.1-1に示す主管箇所のうち、「3.5 使用前事業者検査の方法」に係る箇所が検査を担当する箇所として実施する。</p> <p>また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す工事及び検査の段階ごとに様式-1に取りまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・表現の差異
		<p>3.1.3 調達に係る組織</p> <p>設工認に基づく調達は、表3.1-1に示す本店組織及び発電所組織の調達を主管する箇所で行う。</p> <p>また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計、工事及び検査の段階ごとに様式-1に取りまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 （設工認に伴う記載の充実化）
		<p>図 3.1-1 本店組織及び発電所組織に係る体制</p> <p>図 3.1-2 設計に関する体制（設工認対応チーム）</p> <p>表 3.1-1 設計及び工事の実施の体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の差異 ・体制の相違
		<p>3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査</p> <p>3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用</p> <p>設工認における設計は、設工認申請（届出）時点で設置されている設備を含めた設工認対象設備に対し、表3.2-1に示す「設工認における設計、工事及び検査の各段階」に従って技術基準規則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 （設工認に伴う記載の適正化）

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>等の要求事項への適合性を確保するために実施する工事の設計である。</p> <p>この設計は、設工認品質管理計画「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）に示すグレード分けに従い管理を実施する。</p> <p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査</p> <p>設工認における設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を表3.2-1に示す。</p> <p>また、適合性確認に必要な作業と検査の繋がりを図3.2-1に示す。</p> <p>なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請（届出）が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。</p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、表3.2-1に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>なお、設計の各段階におけるレビューについては、表3.1-1に示す設計及び工事を主管する箇所の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理（表3.2-1における「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」～「3.6 設工認における調達管理の方法」）のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及び</p>	<p>・法令改正に伴う変更 （本文IVに記載すること等による変更）</p> <p>（設工認に伴い、申請不要な工事を行う場合の対応を記載）</p> <p>（設工認に伴う記載の適正化）</p> <p>・表現の差異</p> <p>（設工認に伴い、主要な耐圧部の溶接部に対する検査についての記述を追加）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		プロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。	
			・法令改正に伴う変更 （本文IVに記載）
		図3.2-1 適合性確認に必要な作業と検査の繋がり	
		表3.2-1 設工認における設計、工事及び検査の各段階	・法令改正に伴う変更
		3.3 設計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計として、「要求事項の明確化」、「適合性確認対象設備の選定」、「基本設計方針の作成」及び「適合性を確保するための設計」、「設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。 以下に各段階の活動内容を示す。	・法令改正に伴う変更 （設工認に伴う記載の適正化）
		3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 設計を主管する箇所の長は、以下の事項により、設工認に必要な要求事項を明確にする。 ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）」（以下「設置許可基準規則」という。）に適合しているとして許可された「女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書」（以下「設置変更許可申請書」という。） ・技術基準規則 また、必要に応じて以下を参照する。 ・許可された設置変更許可申請書の添付書類 ・設置許可基準規則の解釈 ・技術基準規則の解釈	・法令改正に伴う変更 （設工認に伴う記載の適正化） ・表現の差異 ・プラントの相違
		3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため、設置変更許可申請書に記載されている設備及び技術基準規則への対応に必要な設備（運用を含む。）を、実際に使用する際の系統又は構成で必要となる設備・運用を含めた適合性確認対象設備として以下に従って抽出する。 適合性確認対象設備を明確にするため、設工認に関連する工事において追加・変更となる設備・運用のうち、設工認の対象となる設備・運用を、要求事項への適合性を確保するために実際に使	・表現の差異 ・法令改正に伴う変更 （設工認に伴う記載の適正化として(1)、(2)をまとめて記載）

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
<p>用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を考慮しつつ図3.3-1に示すフローに基づき抽出する。</p> <p>なお、本設工認においては、設工認対応チームが図3.3-2に示すフロー図に基づき抽出する。</p> <p>また、抽出した結果を様式-2(1/2)～(2/2)「設備リスト(例)」(以下「様式-2」という。)の該当する条文の設備等欄に整理するとともに、設備／運用、既設／新設／改造、追加要求事項に対して必須の設備・運用の有無、実用炉規則別表第二のうち、要目表に該当する設備の有無、既工認での記載の有無、実用炉規則／別表第二に関連する施設区分／設備区分／機器区分及び設置変更許可申請書添付八主要設備記載の有無等を明確にする。</p>			<p>・体制の相違、及び再稼働設工認としての抽出フロー図を添付</p> <p>（設工認に伴う記載の適正化として(1),(2)をまとめて記載）</p>
<p>図3.3-1 適合性確認対象設備の抽出について (1) 図3.3-2 適合性確認対象設備の抽出について (2)</p>			<p>・表現の差異 ・再稼働設工認としての抽出フロー図を添付</p>
<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。 ・「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本</p>			<p>・法令改正に伴う変更 ・表現の差異</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
<p>設計方針を明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「設計2」として、「設計1」の結果を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。 「設計1」及び「設計2」の結果を用いて、設工認に必要な書類等を作成する。 「設計のアウトプットに対する検証」として、「設計1」及び「設計2」の結果について、検証を実施する。 <p>これらの具体的な活動を以下のとおり実施する。</p>			<p>（設工認に伴う記載の適正化）</p>
<p>(1) 基本設計方針の作成（設計1）</p> <p>設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した適合性確認対象設備に対する詳細設計を「設計2」で実施するに先立ち、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、以下により適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にするとともに、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p>なお、本設工認では、本項については「設計を主管する箇所の長」を「設工認対応チーム」と読み替える。</p> <p>a. 適合性確認対象設備と適用条文の整理</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため、以下により、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。</p> <p>(a) 技術基準規則の条文ごとに各施設との関係を明確にし、明確にした結果とその理由を、様式-3「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（例）」（以下「様式-3」という。）の「適用要否判断」欄及び「理由」欄に取りまとめる。</p> <p>(b) 様式-3に取りまとめた結果を、様式-4(1/2)～(2/2)「施設と条文の対比一覧表（例）」（以下「様式-4」という。）の該当箇所の星取りにて取りまとめることにより、施設ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・表現の差異 ・体制の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>(c) 様式-2で明確にした適合性確認対象設備を実用炉規則別表第二の設備区分ごとに、様式-5「設工認添付書類星取表（例）」（以下「様式-5という。）で機器として整理する。</p> <p>また、様式-4で取りまとめた結果を用いて、設備ごとに適用される技術基準規則の条番号を明確にし、技術基準規則の各条番号と設工認との関連性を含めて、様式-5で整理する。</p>	<p>・法令改正に伴う変更</p>
		<p>b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、以下により、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し、漏れなく適用していくための基本設計方針を技術基準規則の条文ごとに作成する。</p> <p>なお、基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え方を添付2「技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。</p> <p>(a) 様式-7「要求事項との対比表（例）」（以下「様式-7という。）に、基本設計方針の作成に必要な情報として、技術基準規則の各条文及びその解釈、並びに関係する設置変更許可申請書本文及びその添付書類に記載されている内容を原文のまま引用し、その内容を見ながら、設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成する。</p> <p>(b) 基本設計方針の作成にあわせて、基本設計方針として記載する事項及びそれらの適合性の考え方（理由）、基本設計方針として記載しない場合の考え方、並びに詳細な検討が必要な事項として含めるべき実用炉規則別表第二に示された添付書類との関係を明確にし、それらを様式-6「各条文の設計の考え方（例）」（以下「様式-6という。）に取りまとめる。</p> <p>(c) (a)及び(b)で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式-7及び基本設計方針作成時の考え方を整理した様式-6、並びに各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式-4を用いて、施設ごとの基本設計方針を作成する。</p>	<p>・表現の差異</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>(d) 作成した基本設計方針を基に、抽出した適合性確認対象設備に対する耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び当該適合性確認対象設備に必要な設工認申請書の添付書類との関連性を様式-5で明確にする。</p>	<p>・法令改正に伴う変更</p>
		<p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）</p> <p>設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>なお、本設工認では、本項については「設計を主管する箇所の長」を「設工認対応チーム」と読み替える。</p> <p>a. 基本設計方針の整理</p> <p>設計を主管する箇所の長は、基本設計方針（「3.3.3(1)基本設計方針の作成（設計1）」参照）に基づく設計の実施に先立ち、基本設計方針に従った設計を漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下の流れで分類し、技術基準規則への適合性の確保が必要な要求事項を整理する。</p> <p>(a) 条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。</p> <p>(b) 整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。</p> <p>(c) 抽出したキーワードを基に要求事項を表3.3-1に示す要求種別に分類する。</p> <p>(d) 分類した結果を、設計項目となるまとまりごとに、様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（例）」（以下「様式-8」という。）の「基本設計方針」欄に整理する。</p> <p>(e) 設工認の設計に不要な以下の基本設計方針を、様式-8の該当する基本設計方針に網掛けすることにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があった条文に対応した基本設計方針を明確にする。</p> <p>・定義（基本設計方針で使用されている用語の説明）</p>	<p>・表現の差異</p> <p>・体制の相違</p> <p>・法令改正に伴う変更</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・冒頭宣言（設計項目となるまとまりごとの概要を示し、冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの） ・規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針（既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており、様式-4及び様式-5で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針） ・適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針（当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が不要となる基本設計方針） 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更（記載位置の変更）
		<p>b. 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（対象設備の仕様を含む）</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合したものとするために、以下により、必要な詳細設計を実施する。</p> <p>また、具体的な設計の流れを図3.3-3に示す。</p> <p>(a) 表3.3-1に示す「要求種別」ごとの「主な設計事項」に示す内容について、「3.7.1 文書及び記録の管理」で管理されている設備図書等の記録をインプットとして、基本設計方針に対し、適合性確認対象設備が技術基準規則等への必要な設計要求事項の適合性を確保するために必要な詳細設計の方針（要求機能、性能目標、防護方針等を含む）を定めるための設計を実施する。</p> <p>(b) 様式-6で明確にした、詳細な検討を必要とした事項を含めて詳細設計を実施するとともに、以下に該当する場合は、その内容に従った詳細設計を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の差異 ・法令改正に伴う変更（設工認に伴う記載の適正化）

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>イ. 評価（解析を含む）を行う場合 詳細設計として評価（解析を含む）を実施する場合は、基本設計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定めた上で、評価を実施する。 また、評価の実施において、解析を行う場合は、「3.3.3(2)c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理により品質を確保する。</p> <p>ロ. 複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合 複数の機能（施設間を含む）を兼用する設備の設計を行う場合は、兼用するすべての機能を踏まえた設計を確実に実施するため、組織間の情報伝達を確実に実施し、兼用する機能ごとの系統構成を把握し、兼用する機能を集約した上で、兼用するすべての機能を満たすよう設計を実施する。</p> <p>ハ. 設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合 設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は、設計が行われることを確実にするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち、設計を委ねた側においても、その設計結果を確認する。</p> <p>ニ. 他号機と共用する設備の設計を行う場合 他号機と共用する設備の設計を行う場合は、設計が確実に行われることを確実にするため、組織間の情報伝達を確実に実施し、号機ごとの設計範囲を明確にし、必要な設計が確実に行われるよう管理する。 上記イ～ニの場合において、設計の妥当性を検証し、詳細設計方針を満たすことを確認するために検査・試験を実施しなければならない場合は、条件及び方法を定めた上で実施する。</p> <p>また、これらの設計として実施したプロセスを様式-1に取りまとめるとともに、設計結果を、様式-8の「設工認設計結果（要目表/設計方針）」欄に整理する。</p>	<p>（記載適正化により削除）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>(c) 表3.3-1に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、本店組織の保安規定の取りまとめを主管する箇所の長にて、保安規定に必要な対応を取りまとめる。</p>	<p>・体制の相違</p>
		<p>表3.3-1 要求種別ごとの適合性の確保に必要な主な設計事項とその妥当性を示すための記録との関係</p>	<p>・法令改正に伴う変更 （記載位置の変更）</p>
		<p>図3.3-3 主要な設備の設計</p>	
		<p>c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、以下の活動を実施し、品質を確保する。</p>	<p>・表現の差異</p>
		<p>(a) 調達による解析の管理 基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する場合は、解析結果の品質を確保するため、設工認品質管理計画に基づく品質保証活動を行う上で、特に以下の点に配慮した活動を実施し、品質を確保する。</p> <p>イ. 調達による解析 調達により解析を実施する場合は、解析の信頼性を確保するために、供給者に対し、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（平成26年3月発行、一般社団法人原子力安全推進協会）」を反映した以下に示す管理を確実にするための品質マネジメントシステム体制の構築等に関する調達要求事項を仕様書により要求し、それに従った品質マネジメントシステム体制の下で解析を実施させるよう「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達管理を実施する。</p> <p>なお、解析の調達管理に関する具体的な流れを添付3「設工認における解析管理について」の「別図1」に示す。</p> <p>(イ) 解析業務を実施するに当たり、あらかじめ解析業務の計画を策定し、解析業務計画書により文書化する。</p> <p>なお、解析業務の計画には、以下に示す事項の計画を明確にする。</p> <p>・対象とする解析業務の内容、実施体制</p>	<p>・法令改正に伴う変更</p> <p>・表現の差異</p> <p>（社内文書で定めた活動）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・解析業務の作業手順（レビュー、審査方法、時期等を含む） ・解析結果の検証（検証方法、検証の実施時期） ・業務報告書の確認 ・解析業務の変更管理 <p>ロ. 計算機プログラム（解析コード）の管理</p> <p>供給者は、計算機プログラムについて、評価目的に応じた解析結果を保証するための重要な役割を持っていることから、使用実績や使用目的に応じ、計算機プログラムが適正なものであることを以下のような方法により検証し、使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易的なモデル、標準計算事例を用いた解析結果との比較 ・実機運転データとの比較標準計算事例を用いた解析による検証 ・大型実験又はベンチマーク試験結果との比較 ・他の計算機プログラムによる計算結果との比較 等 <p>ハ. 解析業務で用いる入力情報の伝達</p> <p>当社は供給者に対し調達管理に基づく品質保証上の要求事項として、IS09001の要求事項に従った文書及び記録の管理の実施を要求し、適切な版を管理することを要求する。</p> <p>これにより、設工認に必要な解析業務のうち、設備又は土木建築構造物を設置した供給者と同一の供給者が主体となって解析を実施する場合は、解析を実施する供給者が所有する図面とそれを基に作成され納入されている当社所有の設備図書で、同じ最新性を確保する。</p> <p>また、設備を設置した供給者以外の供給者にて解析を実施する場合は、当社で管理している図面を供給者に提供することで、供給者に最新性が確保された図面で解析を実施させる。</p>	<p>を記載)</p> <p>(社内文書で定めた活動を記載)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		ニ. 入力根拠の作成 供給者に、解析業務計画書に基づき解析ごとの入力根拠を明確にした入力根拠書を作成させ、また計算機プログラムへの入力間違いがないか確認させることで、入力根拠の妥当性及び入力データが正しく入力されたことの品質を確保する。	
		(b) 手計算による自社解析の管理 自社で実施する解析（手計算）は、評価を実施するために必要な計算方法及び入力データを明確にした上で、当該業務の力量を持つ要員が実施する。 また、実施した解析結果に間違いがないようにするために、入力根拠、入力結果及び解析結果について、解析を実施した者以外の者によるダブルチェックを実施し、解析結果の品質を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の差異
		(3) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の「設計1」及び「設計2」に基づき作成した設計資料について、これが設計のインプット（「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項を満たしていることの検証を、適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない原設計者以外の要員に実施させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の差異 ・法令改正に伴う変更
		(4) 設工認申請（届出）書の作成 設計を主管する箇所の長は、設工認の設計として実施した「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」及び「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を以下のとおり取りまとめる。 なお、本設工認では、本項においては「設計を主管する箇所の長」を「設工認対応チーム」と読み替える。	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・表現の差異 ・体制の相違 （設工認に伴う記載削除）

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		a. 要目表の作成 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、実用炉規則別表第二の「記載すべき事項」の要求に従って、必要な事項（種類、主要寸法、材料、個数等）を設備ごとに表（要目表）又は図面等に取りまとめる。	・表現の差異
		b. 施設ごとの基本設計方針のまとめ 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(1)b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」で作成した技術基準規則の条文ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則別表第二に示された発電用原子炉施設の施設ごとの基本設計方針としてまとめ直すことにより、設工認として必要な基本設計方針を作成する。 また、技術基準規則に規定される機能・性能を満足させるための基本的な規格及び基準を、「適用基準及び適用規格」として取りまとめる。	・表現の差異 ・法令改正に伴う変更
		c. 工事の方法の作成 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を「工事の方法」として取りまとめる。	・法令改正に伴う変更 （工事の方法について追記）
		d. 各添付書類の作成 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、基本設計方針に対する詳細設計の結果、及び設計の妥当性に関する説明が必要な事項を取りまとめた様式-6及び様式-7を用いて、実用炉規則別表第二に示された添付書類を作成する。 なお、実用炉規則別表第二に示された添付書類において、解析コードを使用している場合には、添付書類の別紙として「計算機プログラム（解析コード）の概要」を作成する。	・法令改正に伴う変更 ・表現の差異
		e. 設工認申請（届出）書案のチェック 設計を主管する箇所の長は、作成した「設工認申請（届出）書」の案について、要員を指揮して、以下の要領でチェックする。	・法令改正に伴う変更 ・表現の差異

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		(a) 設計を主管する箇所でのチェック分担を明確にしてチェックする。 (b) チェックの結果としてコメントが付されている場合には、その反映要否を検討し、必要に応じ資料を修正した上で、再度チェックする。 (c) 必要に応じこれらを繰り返し、設工認申請（届出）書案のチェックを完了する。	
		(5) 設工認申請（届出）書の承認 「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び「3.3.3(4)e. 設工認申請（届出）書案のチェック」を実施した設工認申請書（届出）案について、設計を主管する箇所の長は資料を取りまとめ、原子炉施設保安委員会へ付議し、審議及び確認を得る。 また、設工認申請（届出）書の提出手続きを主管する箇所の長は、原子炉施設保安委員会の審議及び確認を得た設工認申請（届出）書について、原子力規制委員会及び経済産業大臣への提出手続きを承認する。	・法令改正に伴う変更 ・体制の相違 ・表現の差異
		3.3.4 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な詳細設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。	・表現の差異 ・法令改正に伴う変更
			・法令改正に伴う変更 （設工認に伴う記載削除）
			・法令改正に伴う変更 （設工認に伴う記載削除）
		3.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「3.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。	・法令改正に伴う変更

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3） 工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかの方法で、設工認を実現するための具体的な設備の設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果（既に工事を着手し設置を終えている設備について、既に実施された具体的な設計の結果が設工認に適合していることを確認することを含む。）を様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。</p> <p>(1) 自社で設計する場合 本店組織又は発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「設計3」を実施する。</p> <p>(2) 「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達管理として「設計3」を管理する場合 本店組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。</p> <p>また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として、詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。</p>	<p>・法令改正に伴う変更 ・表現の差異 （設工認に伴う記載の適正化）</p> <p>（設工認に伴う記載の適正化）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>(3) 「設計3」を発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達し かつ調達管理として「設計3」を管理する場合 発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認にお ける調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。</p> <p>また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中 で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として、詳細 設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。</p> <p>(4) 「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し かつ調達管理として「設計3」を管理する場合 本店組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認にお ける調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。 また、本店組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中 で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計 の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。</p> <p>3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するた めの工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。 なお、この工事の中で使用前事業者検査を実施する場合は、 「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検 証の中で使用前事業者検査を含めて実施する。 また、設工認に基づき設置する設備のうち、既に工事を着手し ている設備については、以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性 確認対象設備 既に工事を着手し設置を完了して調達製品の検証段階の適合 性確認対象設備については、「3.5 使用前事業者検査の方法」の 段階から実施する。</p>	<p>（設工認に伴う記載の充 実化）</p> <p>・表現の差異 ・法令改正に伴う変更</p> <p>（使用前事業者検査の記 載を含め(1)、(2)をまとめ て記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>(2) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備については、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い、着手時点のグレードに応じた工事を継続して実施するとともに、「3.5 使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。</p> <p>なお、この工事の中で適合性確認を実施する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で実施する。</p> <p>3.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、「原子力QMS 検査および試験要領」に従い、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>(1) 実設備の仕様の適合性確認 (2) 実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。</p> <p>これらの項目のうち、(1)を設工認品質管理計画の表3.5-1に示す検査として、(2)を品質マネジメントシステムに係る検査（以下「QA検査」という。）として実施する。 (2)については工事全般に対して実施する。</p> <p>また、QA検査では上記(2)に加え、上記(1)のうち工事実施箇所が実施する検査の、記録（工事実施箇所が採取した記録・ミル</p>	<p>・法令改正に伴う変更</p> <p>・社内文書の相違</p> <p>・法令改正に伴う変更</p> <p>・表現の差異</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		シート等。）の信頼性の確認（記録確認検査や抜取検査の信頼性確保）を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。	
		<p>3.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、技術基準規則に適合するよう実施した設計結果を取りまとめた様式-8に示された「設工認設計結果（要目表/設計方針）」欄ごとに設計の妥当性確認を含む使用前事業者検査を計画する。</p> <p>使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに表3.3-1の要求種別ごとに表3.5-1に示す確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。</p> <p>適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、特定の条文・様式-8に示された「設工認設計結果（要目表/設計方針）」によらず、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・表現の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更（記載位置の変更）
		<p>(1) 使用前事業者検査の方法の決定</p> <p>検査を担当する箇所の長は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに表3.3-1の要求種別ごとに定めた表3.5-1に示す確認項目、確認視点、主な検査項目を使って、確認項目ごとに設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を以下の手順により使用前事業者検査の方法として明確にする。表3.5-1の検査項目ごとの概要及び判定基準の考え方を表3.5-2に示す。</p> <p>a. 様式-8の「設工認設計結果（要目表/設計方針）」及び「設備の具体的な設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・表現の差異

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>を基に、検査項目を決定する。</p> <p>b. 決定された検査項目より、表3.5-2に示す「検査項目、検査概要及び判定基準の考え方について（代表例）」及び「工事の方法」を参照し適切な検査方法を決定する。</p> <p>c. 決定した各設備に対する以下の内容を、様式-8の「確認方法」欄に取りまとめる。なお、「確認方法」欄では、以下の内容を明確にする。</p> <p>(a) 検査項目 (b) 検査方法</p>	
		表 3.5-1 要求事項に対する確認項目及び確認の視点	・法令改正に伴う変更 （記載位置の変更）
		表 3.5-2 検査項目、検査概要及び判定基準の考え方について （代表例）	
		<p>3.5.3 検査計画の管理</p> <p>検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整の上、発電所全体の主要工程及び調達先の工事工程を加味した適合性確認の検査計画を作成し、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>なお、検査計画は、進捗状況に合わせて関係箇所と適宜調整を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の差異 ・法令改正に伴う変更
		<p>3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理</p> <p>主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。</p> <p>また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表（溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等）により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 （主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査について記載）
		<p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、「原子力QMS 検査および試験要領」に基づき、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・社内文書の相違 ・表現の差異

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>(1) 使用前事業者検査の独立性確保 使用前事業者検査は、工事を主管する箇所から組織的に独立した者が実施する。</p> <p>(2) 使用前事業者検査の体制 使用前事業者検査の体制は、図3.5-1を参考に検査要領書で明確にする。 なお、検査における役務は、以下のとおりとする。</p> <p>a. 総括責任者 ・発電所における保安に関する活動を統括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を総括する。</p> <p>b. 主任技術者 ・検査内容、手法等に対して指導・監督を行うとともに、検査が適切に行われていることを確認する。 ・検査要領書制定時の確認を行う。</p> <p>・発電用原子炉主任技術者は、主に原子炉の核特性や性能に係る事項等、原子炉の運転に関する保安の監督を行う。 ・ボイラー・タービン主任技術者は、主に機械設備の構造、機能及び性能に係る事項等、原子力設備の工事、維持及び運用（電気的設備に係るものを除く。）に関する保安の監督を行う。 ・電気主任技術者は、主に電気設備の構造、機能及び性能に係る事項等、電気工作物の工事、維持及び運用（電気的設備）に関する保安の監督を行う。</p> <p>c. 品質保証責任者 ・品質マネジメントシステムの観点から、検査範囲、検査方法等の妥当性の確認を実施するとともに、検査要領書の制定又は改訂が適切に行われていることを審査する。</p> <p>d. 検査実施責任者 ・総括責任者により指名され、検査に係る権限を行使し実施する</p>	<p>・法令改正に伴う変更 ・プロセスの相違</p> <p>・法令改正に伴う変更 ・表現の差異</p> <p>・体制の相違</p> <p>・体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>責任を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査の計画に基づき検査を実施する。 ・ 検査要領書を制定する。また、検査要領書に変更が生じた場合には、変更内容を確認、承認し、関係者に周知する。 ・ 検査結果（合否判定）が技術基準規則に適合していることを最終確認し、若しくは自らが合否判定を実施し、リリース許可する。 e. 検査担当者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査実施責任者からの指示に従い、検査を実施する。 ・ 検査要領書の判定基準に従い、立会い又は記録確認により、採取されたデータが判定基準を満足していることを確認する。 ・ 検査記録及び検査成績書を作成し、検査実施責任者へ報告する。 f. 助勢者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査実施責任者又は検査担当者からの指示に従い、検査に係る作業を行う。 <p>(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「原子力QMS検査および試験要領」に基づき、「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」で決定した様式-8の「確認方法」欄で明確にした確認方法に従った使用前事業者検査を実施するための検査要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロセスの相違 ・ 法令改正に伴う変更 ・ 表現の差異 ・ 社内文書の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>領書を作成する。</p> <p>また、検査実施責任者は、検査目的、検査場所、検査範囲、設備項目、検査方法、判定基準、検査体制、不適合処置要領、検査手順、検査工程、検査用測定機器、検査成績書の事項等を記載した検査要領書を、主任技術者の確認及び品質保証責任者の審査を経て承認し、検査要領書を制定する。</p> <p>なお、検査要領書には使用前事業者検査の確認対象範囲として含まれる技術基準規則の条文を明確にする。</p> <p>各検査項目における代替検査を行う場合、「3.5.5(4) 代替検査の確認方法の決定」に従い、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p>	<p>・体制の相違</p>
		<p>(4) 代替検査の確認方法の決定</p> <p>a. 代替検査の条件 代替検査を用いる場合は、通常の方法で検査ができない場合であり、例えば以下の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 耐圧検査で圧力を加えることができない場合 (b) 構造上外観が確認できない場合 (c) 系統に実注入ができない場合 (d) 電路に通電できない場合 (e) 当該検査対象の品質記録（要求事項を満足する記録）がない場合（プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合）* <p>注記*：「当該検査対象の品質記録（要求事項を満足する記録）がない場合（プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合）」とは、以下の場合を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料検査で材料検査証明書（ミルシート）がない場合 ・寸法検査記録がなく、実測不可の場合 <p>b. 代替検査の評価 検査を担当する箇所の長は、代替検査による確認方法を用いる場合、本来の検査目的に対する代替性の評価を実施し、その</p> 	<p>・法令改正に伴う変更 （記載の適正化に伴う削除）</p> <p>・表現の差異</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>結果を「3.5.5(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成」で作成する検査要領書の一部として添付し、該当する主任技術者による確認を経て適用する。</p> <p>なお、検査目的に対する代替性の評価においては、以下の内容を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 設備名称 (b) 検査項目 (c) 検査目的 (d) 通常の方法で検査ができない理由 <p>(例) 既存の発電用原子炉施設に悪影響を及ぼすための困難性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の設備構成上の困難性 ・作業環境における困難性等 <ul style="list-style-type: none"> (e) 代替検査の手法及び判定基準 (f) 検査目的に対する代替性の評価 	
		<p>(5) 使用前事業者検査の実施</p> <p>検査実施責任者は、検査担当者等を指揮して、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で使用前事業者検査を実施する。</p> <p>検査の実施後、検査担当者は検査成績書を作成し、検査実施責任者は検査成績書を承認する。その後、品質保証責任者、主任技術者に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・表現の差異 ・プロセスの相違
		<p>図3.5-1 使用前事業者検査実施体制（例）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の差異
		<p>3.6 設工認における調達管理の方法</p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、「原子力QMS 調達管理要領」に基づき、以下に示す管理を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・表現の差異 ・社内文書の相違
		<p>3.6.1 供給者の技術的評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の差異

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		技術的評価を実施する。（添付4「当社における設計管理・調達管理について」の「1. 供給者の技術的評価」参照）	
		3.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、調達の内容に応じたグレード分けの区分（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表2」参照）を明確にした上で、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。 また、契約を主管する箇所の長は、「3.6.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の差異 ・法令改正に伴う変更
		3.6.3 調達製品の調達管理 業務の実施に際し、当社においては、原子力安全に及ぼす影響に応じてグレード分けをしている。 設工認に適用した機器ごとの現行の各グレードに該当する実績を様式-9「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）（例）」（以下「様式-9」という。）に取りまとめる。 設工認に係る品質管理として、仕様書作成のための設計から調達までの各段階の管理及び組織内外の相互関係を添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別図1(1/3)～(3/3)」に示す。 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、グレード分けの区分（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表2」参照）を明確にした上で、以下の調達管理に基づき業務を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の差異 （記載位置の相違） ・法令改正に伴う変更 （記載位置の相違）

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>また、一般産業用工業品については、(1)の仕様書を作成するにあたり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、原子力施設の安全機能に係る機器等として使用するための技術的な評価を行う。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、以下のa. ～ p. を記載項目の例として、必要な調達要求事項を記載した仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。 （「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照）</p> <p>a. 原子力安全の重視とコンプライアンスの徹底に関する事項</p> <p>b. 供給者が行うべき業務の内容範囲</p> <p>c. 適用される法令、指針、基準、規格等</p> <p>d. 品質保証計画書の提出に関する事項</p> <p>e. 物品及び役務の検証に関する事項</p> <p>f. 要員（供給者の調達先の要員を含む）の力量確認及び業務の重要性に対する認識に関する事項</p> <p>g. 検証または監査のための当社社員、当社が指定する者及び原子力規制委員会職員による供給者への立入りに関する事項（外注先含む）</p> <p>h. 仕様書、要領書、図面、検証記録等、当社の検討または承認用に提出する書類及びそれらの提出方法、時期に関する事項</p> <p>i. 品質記録の管理に関する事項（保管、管理方法など）</p> <p>j. 供給者が行う不適合の報告、処理及び承認に関する事項</p> <p>k. 品質マネジメントシステムの程度に関する事項</p> <p>l. 健全な安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な事項</p> <p>m. 設計条件、製作・据付条件等の技術的事項</p> <p>n. 設計・開発に関する事項</p> <p>o. 解析業務に関する事項</p>	<p>（一般産業用工業品に関する記載の追加）</p> <p>・表現の差異</p> <p>・社内文書に基づく要求事項の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>p. 一般産業用工業品を調達する場合、原子力特有の設計条件を満たしていることを確認する検査等に係る必要な事項</p>	
		<p>(2) 調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、仕様書の調達要求事項に従い、業務の実施に当たって必要な図書（品質保証計画書、作業要領書、検査要領書等）を供給者に提出させ、それを審査し確認する等の調達製品に応じた必要な管理を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の差異 ・プロセスの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>(3) 調達製品の検証 調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために、以下のいずれか1つ以上の方法により調達品の検証を実施する。 なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>a. 検査・試験 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、「原子力QMS 調達管理要領」「原子力QMS 検査および試験要領」に基づき工場又は発電所で検査・試験を実施する。 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、検査・試験のうち、当社が立会又は記録確認を行う検査・試験に関して、以下の項目のうち必要な項目を含む要領書を供給者に提出させ、それを事前に審査し、承認した上で、その要領書に基づく検査・試験を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 対象機器名（品名） (b) 検査・試験項目 (c) 適用法令，基準，規格 (d) 検査・試験装置仕様 (e) 検査・試験の方法，手順，記録項目 (f) 判定基準 (g) 検査・試験成績書の様式 (h) 測定機器，試験装置の校正 (i) 検査員の資格 <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、設工認に基づく使用前事業者検査として必要な検査・試験を適合性確認対象設備ごとに実施又は計画し、設備の重要度分類に応じて管理の程度を決めたのち、「3.5.5 使用前事業者検査の実施」に基づき実施する。</p>	<p>・表現の差異</p> <p>・表現の差異 ・社内文書の相違</p> <p>・社内文書に基づく要求事項の相違</p> <p>・法令改正に伴う変更</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>なお、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」に示す一般産業用工業品のSA設備については、当社にて機能・性能の確認をするための検査・試験を実施する。</p>	
		<p>b. 受入検査の実施 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、製品の受入れに当たり、受入検査を実施し、現品及び記録の確認を行う。</p>	・表現の差異
		<p>c. 記録の確認 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。</p>	・表現の差異
		<p>d. 報告書の確認 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。</p>	・表現の差異
		<p>e. 作業中のコミュニケーション等 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会等を実施することにより検証を行う。</p>	・表現の差異
		<p>f. 供給者に対する品質監査（「3.6.4 供給者に対する品質監査」参照）</p>	・表現の差異
		<p>3.6.4 供給者に対する品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を実施する。 （供給者に対する品質監査を実施する場合の例）</p> <p>(1) 定期監査：当社が常態的に業務を発注している供給者について、各社3年ごとに1回、品質保証活動の実施状況を確認する場合。</p> <p>(2) 臨時監査：品質保証計画又は実施上の不備が原因で、製品又は役務に重大な不適合が発生したとき、又はその恐れがあるとき。</p>	<p>・表現の差異</p> <p>・法令改正に伴う変更</p> <p>・社内文書に基づく活動の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>また、供給者の発注先（以下「外注先」という。）について、以下に該当する場合は、直接外注先に監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が行う供給者に対する監査において、供給者が実施した外注先に対する品質監査が不十分と判断した場合 ・トラブル等で必要と認めた場合 	
		<p>3.6.5 設工認における調達管理の特例</p> <p>設工認の対象となる適合性確認対象設備は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を以下のとおり適用する。</p> <p>なお、設工認の対象となる設備のうち、従来から使用してきた設備については、設置当時に調達を完了しているため、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく管理は適用しない。</p> <p>(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備</p> <p>設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(2) 調達製品の管理」まで、調達当時のグレード分けの考え方（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）で管理を完了しているため、「3.6.3(3) 調達製品の検証」以降の管理を設工認に基づき管</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・表現の差異（表現の明確化による相違） （設工認に伴う記載の適正化による削除） <p>（記載の適正化により） (1) (2)をまとめて記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>理する。</p> <p>(2) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備 <u>設工認</u>の対象となる設備のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(1) 仕様書の作成」まで、調達当時のグレード分けの考え方（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）で管理を完了しているため、「3.6.3(2) 調達製品の管理」以降の管理を<u>設工認</u>に基づき管理する。</p>	
		<p>3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ</p> <p>3.7.1 文書及び記録の管理</p> <p>(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録 「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」の表3.1-1に示す各プロセスを主管する<u>箇所の長</u>は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、<u>保安規定品質マネジメントシステム計画</u>に示す規定文書に基づき作成し、これらを「<u>原子力QMS 文書管理・記録管理要領</u>」に基づき管理する。</p> <p><u>設工認</u>に係る主な記録の品質マネジメントシステム上の位置付けを表3.7-1に示すとともに、技術基準規則等への適合性を確保するための活動に用いる文書及び記録を図3.7-1に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・表現の差異 ・社内文書の相違 <p>（設工認に伴う記載削除）</p>
		<p>(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理</p> <p><u>設工認</u>において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合、当社が供給者評価等により品質マネジメントシステム体制を確認した供給者で、かつ、対象設備の設計を実施した供給者が所有する設計当時から現在に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・表現の差異

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>至るまでの品質が確認された設計図書を、当該設備として識別が可能な場合において、適用可能な設計図書として扱う。</p> <p>この供給者が所有する設計図書は、当社の文書管理下で表3.7-1に示す記録として管理する。</p> <p>当該設備に関する設計図書がない場合で、代替可能な設計図書が存在する場合、供給者の品質マネジメントシステム体制を確認して当該設計図書の設計当時から現在に至るまでの品質を確認し、施工認に対する適合性を保証するための設計図書として用いる。</p>	
		<p>(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録</p> <p>検査を担当する箇所の長は、使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合、表3.7-1に示す記録を用いて実施する。</p> <p>なお、適合性確認対象設備のうち、以前より設置している設備及び既に工事を着手し施工認申請（届出）時点で工事を継続している設備、並びに添付1「当社におけるグレード分けの考え方」に示す一般産業用工業品のS A設備に対して記録確認検査を実施する場合は、検査に用いる文書及び記録の内容が、使用前事業者検査時の適合性確認対象設備の状態を示すものであること（型番の照合、確認できる記載内容の照合又は作成当時のプロセスが適切であること）を確認することにより、使用前事業者検査に用いる記録として利用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・表現の差異 <p>（記載の明確化による相違）</p>
		表3.7-1 記録の品質マネジメントシステム上の位置付け	
		図3.7-1 設計、工事及び検査に係る品質マネジメントシステムに関する文書体系	・表現の差異
		<p>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 測定機器の管理</p> <p>a. 当社所有の測定機器の管理</p> <p>(a) 校正・検証</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の周期を定め管理するとともに、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。</p> <p>なお、そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。</p> <p>(b) 識別管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・表現の差異

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		イ. 測定機器管理台帳による識別 工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の状態を明確にするため、測定機器管理台帳に、校正日及び校正頻度を記載し、有効期限内であることを識別する。 なお、有効期限切れの測定機器については、識別を行うとともに使用可能な測定機器と保管場所を区別する等、誤使用防止を図る。 ロ. 有効期限表示ラベルによる識別 工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、測定機器の校正の状態を明確にするため、有効期限表示ラベルに必要事項を記載し、測定機器の目立ちやすいところに貼り付けて識別する。 b. 当社所有以外の測定機器の管理 工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、供給者所有の測定機器を使用する場合、測定機器の管理が適正に行われていることを確認する。	
		(2) 機器、弁及び配管等の管理 工事を主管する箇所の長は、機器、弁、配管等を、刻印、タグ、銘板、台帳、塗装表示等にて管理する。	・表現の差異
		3.8 不適合管理 設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については「原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に基づき処置を行う。	・法令改正に伴う変更 ・表現の差異 ・社内文書の相違
		4. 適合性確認対象設備の施設管理 設工認に基づく工事は、法令に基づく申請又は届出が必要な発電用原子炉施設の改造工事であることから、「原子力QMS 保守業務運用要領」の「施設管理」の中の「設計および工事の計画の策定」として、施設管理に係る業務プロセスに基づき業務を実施している。	・法令改正に伴う変更 ・表現の差異 ・社内文書の相違 ・申請内容の相違 （記載位置の相違）

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		<p>4.1 使用開始前の適合性確認対象設備の保全 工事又は検査を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の保全を、以下のとおり実施する。</p> <p>4.1.1 工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備 工事を着手し、設置が完了している常設又は可搬の設備は、巡視点検又は日常の保守点検（外観点検、動作確認等）の計画を定め、設備の状態を点検し、異常のないことを確認する。</p> <p>4.1.2 設工認の認可後に工事を着手し設置が完了する常設又は可搬の設備 設工認の認可後に工事を着手し、設置が完了する常設又は可搬の設備は、巡視点検又は日常の保守点検（外観点検、動作確認等）の計画を定め、設備の状態を点検し、異常のないことを確認する。</p> <p>4.2 使用開始後の適合性確認対象設備の保全 施設管理に係る業務のプロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連を図4-1に示す。</p> <p>適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p> <p>図4-1 施設管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連</p> <p>様式-1 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画（例）</p> <p>様式-2(1/2) 設備リスト（例）（設計基準対象施設）</p> <p>様式-2(2/2) 設備リスト（例）（重大事故等対処設備）</p> <p>様式-3 技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え</p>	<p>（記載の適正化により 4.1.1, 4.1.2 をまとめて記載）</p> <p>（設工認の認可後に工事着手する設備に関して記載）</p> <p>・表現の差異 （記載位置の相違）</p> <p>・法令改正に伴う変更</p> <p>・法令改正に伴う変更</p> <p>・法令改正に伴う変更</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点
 緑字：記載表現、設備名称の相違点（実質的な相違なし）
 青字：法令改正に伴う相違点（東海第二との相違に関し記載）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所） 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年4月30日補正申請版）	東海第二発電所 設計及び工事に係る品質管理の方法等（2018年10月12日補正版） （記載順序を女川原子力発電所に合わせており、順不同）	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （2020年5月29日補正申請版）	備考
		方（例）	
		様式-4(1/2) 施設と条文の対比一覧表（例）（設計基準対象施設）	
		様式-4(2/2) 施設と条文の対比一覧表（例）（重大事故等対処設備）	
		様式-5 設工認添付書類呈取表（例）	・法令改正に伴う変更
		様式-6 各条文の設計の考え方（例）	
		様式-7 要求事項との対比表（例）	
		様式-8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（例）	
		様式-9 適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）（例）	
			・法令改正に伴う変更 （設工認に伴う記載削除）
		添付1 当社におけるグレード分けの考え方	
		添付2 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方	
		添付3 設工認における解析管理について	・法令改正に伴う変更
		添付4 当社における設計管理・調達管理について	